

Forum Non Conveniens法理を台湾の国際私法に導入する 当否について

～米国におけるForum Non Conveniens法理を手掛りとして～

施文華*

The Research of the International Jurisdiction in Taiwan

SHIH Wenhua*

Abstract

Taiwan Administration of justice authorities proclaimed the “Private international law revised draft” in May 2001. One feature is observed in it, namely doctrine of “Forum Non Convenience”.

However, we should notice that this revised draft does not mention what kind of regulation the court in Taiwan requires in order to exercise international jurisdiction to an international civil action.

The doctrine of FNC is one of the legal proceedings, which can function only after accepting jurisdiction in the court of a specific country. Even though the Private International law of Taiwan introduces FNC this time, the determination problem of the international jurisdiction, that supposes to be priority, is still unsolved in the revised draft.

Therefore, the purpose of this paper is to discuss what kinds of problems are caused on the international PL suit involving the international jurisdiction in Taiwan by introduction of FNC. Moreover, I aim to consider whether a solution for these problems exists or not.

In this paper, firstly, I survey the doctrine of FNC principle in the United States of America. Secondly, the Far Eastern Air Transport (FEAT) airplane crash in 1983 is taken up since the court in both Japan and in the US dismissed the suit. Then the problem of the international PL lawsuit by FNC is considered. Finally, on the assumption that a suit like the case of FEAT airplane crash might be carried into court in Taiwan, I examine what kind of judgment the Taiwanese court may pass on the case on condition that the revised draft passed followed by discussing whether the introduction of FNC is right or wrong.

はじめに

近年、台湾では、民事訴訟法と国際私法¹⁾の改正作業が行われている。前者の民事訴訟法は、すでに大幅に修正され1999年2月

3日から施行されたものの、涉外民事訴訟に関しては言及していない²⁾。国際私法は、未だに草案段階にとどまっているが、2001年5月、台湾司法院³⁾「涉外民事法律適用法研究修正委員会」が公布した涉外民事適用

* 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程

法律修正草案⁴⁾において、一つ注目すべき点がみられる。

すなわち、同法修正草案10条には「涉外民事訴訟事件に対して台湾裁判所に裁判管轄権を有するにもかかわらず、他の外国裁判所がより便利である場合、当該民事訴訟事件について外国裁判所による確定訴訟判決を言い渡されるまでに台湾裁判所は訴訟当事者の申立により当該事件の訴訟手続中止を決定することができる」とある。

また、同条二項では「前項の訴訟が台湾裁判所の決定により中止された後、同訴訟についての外国の確定判決が台湾裁判所に承認された場合、当該訴訟事件が外国裁判所で訴えを提起した時点で、台湾裁判所での起訴を取下げたものとみなす」と規定している。

これにより、台湾の涉外民事法律適用法修正草案には英米法上のForum Non Conveniens（不便宜な法廷地）法理を導入しようとする方向性を示したことが明らかになった。

Forum Non Conveniens法理とは、一言で言えば、裁判所が訴訟当事者に対して裁判管轄権を有するにもかかわらず、実体審理を行う上で著しく不適切であり、また原告が訴訟を提起し得る法廷地が他にもあると考えられる場合、裁判管轄権の行使を裁判所の裁量権により差し控えるという法理である⁵⁾。

ところが、台湾では、本来国際裁判管轄権に関する規定がなかったのみならず、今回の民事訴訟法改正及び国際私法修正草案にも言及されていない。こうした基本的な先行問題を解決せずにForum Non Conveniens法理を導入しようとする動きに対して

は、多少違和感を感じさせる。

というのは、Forum Non Conveniens法理はあくまで裁判所に裁判管轄権を認めてから初めて機能しうる訴訟手続の一つに過ぎない。そのため、自国裁判所に涉外民事事件に対する裁判管轄権が認められなければ、Forum Non Conveniens法理を適用する余地がない。そして、その適用に先立つ国際裁判管轄権問題が解釈論として依然定着しないままであれば、台湾の国際私法に導入しようとするForum Non Conveniens法理が果たしてどれほど機能できるかは興味深い問題であろう。

したがって、本稿の目的は、米国のForum Non Conveniens法理を手掛りとして、台湾の涉外民事法律適用法に同法理を導入する当否を検討することである。なお、構成として、本稿の第一部分では、Forum Non Conveniens法理その起源、発展及び適用要件を考察する。第二部分では、台湾の国際裁判管轄権問題の現状を紹介してから、第一部分の考察を踏まえてForum Non Conveniens法理導入の当否を検証する。

米国のForum Non Conveniens法理

1. 起源及びその発展

Forum Non Conveniens（以下、FNCをいう）法理は、正確な起源が必ずしもはっきりしていないが、一般的には古く18世紀のスコットランド法に由来するとされている。最初、スコットランドでは「フォーラム・ノン・コンピテンス」(Forum Non Competens)と呼ばれ、訴訟当事者が法廷地の居住者であるか、またはスコットランドが便宜な法廷地かを問わずに、専ら管轄権または審理権限問題を指すものであった⁶⁾。

後に言葉上の誤解を避けるため、それまで用いられてきたフォーラム・ノン・コンピテンスという表現を控え、19世紀後半から新たにフォーラム・ノン・コンヴィニエンスという表現を用いるようになった。こうしたFNC法理は18世紀のスコットランドに由来するが、アメリカのPaxton Blair教授が1929年に発表した論文⁷⁾によって注目され、飛躍的に発展した。

FNC法理のリーディング・ケースは1947年連邦最高裁のGulf判決⁸⁾とKoster判決⁹⁾である。連邦最高裁におけるこの二つの判決において、被告だけが不当かつ無用な不便を受けるべきではなく、また裁判所も審理の上で負担の多い事件を処理しなければならないとすることは、不都合であるとの理由で、両当事者に公平かつ便宜な法廷地での裁判を目指して訴えを却下することを認めたものである。

そして、Gulf判決では、同法理の適用の際に、三つのファクターを考慮すべきであると示されている。即ち

代替法廷地 (foreign forum)

受訴裁判所に管轄権を有することを前提として、この法理により却下された訴を原告が新たに提起する他の法廷地、いわゆる代替法廷地が存在する。

私的利益 (private interest)

考慮すべきファクターとしては、原告が不便宜な法廷地を選択したことによって、被告を「いらいらさせる (vex)」、「困らせる (harass)」、または「圧迫する (oppress)」等の可能性や、証拠収集の困難さ、証人に対する強制出廷の可否及び証人が出頭するための費用、さらに簡潔・迅速・低廉な審理及び判決執行を可能にするその他のファ

クターなどが含まれている。

公的利益 (public interest)

たとえば、特定の裁判所に事件が集中することによって生ずる司法行政における負担の増大、裁判所の所属する地域社会と関連のない事件に陪審員が勤めさせられることによる市民への負担の増大、州内で生じた紛争を州の裁判所によって解決する州の利益などがある。紛争の解決には、準拠法所属州が最適であり、紛争を訴の本拠地で解決するという地域的利益があることなどが含まれている¹⁰⁾。

以上の三要件を検討して被告によるFNC法理の申立てが認められた場合には、原告の訴に対して次のような三つの処理方法がある。つまり、却下 (dismiss)、条件付却下 (conditional dismiss) または停止 (stay) である¹¹⁾。

FNC法理の起源、米国での発展およびその適用要件は、以上みた通りである。次に、この法理が国際的訴訟事件に適用された米国の判例をみてみよう¹²⁾。

2. 国際民事訴訟事件の適用

(1) 遠東航空事件¹³⁾

1981年8月22日、台湾国内線の遠東航空会社所有のボーイング737型旅客機の国内便が台北から高雄への飛行中に墜落した。これにより、乗員6人および乗客104人 (アメリカ人1名、カナダ人4名、日本人18名、台湾人81名) が死亡した。

死亡者の遺族らの一部は事故原因が同旅客機の欠陥を理由に、アメリカ法人の飛行機製造社であるボーイング会社、1969年に旅客機をボーイング社から買い受け使用した後、遠東航空会社に売却したユナイテッ

ド航空社、および遠東航空会社に対して、アメリカのカリフォルニア州北部地区連邦裁判所に不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した¹⁴⁾。

この訴えに対してボーイング社がFNC法理を理由として却下する、ないし仮にこれが認められない場合は、ワシントン州西部地区連邦地裁へ移送を求める申立をした¹⁵⁾。

第一審は、ワシントン州西部地区連邦地裁は適当な法廷地でないとして、移送を認めなかった。同審の裁判官はFNC法理の適用をめくって次のように分析している。

まず、先例であったGulf判決およびPiper判決を引用して「裁判所は、まず代替法廷地の有無を判断しなければならない」と述べ、次に、「被告が代替法廷地の訴訟手続に従うことができるなら、その法廷地は適切な法廷地と考えられる¹⁶⁾」と述べてから代替法廷地の有無、公私的利益を分析した。

台湾は代替法廷地であるか

第一審では、次の点に基づいて台湾は代替法廷地として認定された。すなわち、台湾での提訴に高額な訴訟費用が必要であることから、台湾が代替法廷地であることを覆すものではないとのこと、また代替法廷地における外国法の適用が困難であるという理由だけで、その法廷地が不適當であるといえない¹⁷⁾。

私的利益

これを検討するにあたって、最も重要なのは証拠と証人の利用可能性という点である。

まず、証拠については、「事故機の設計・製造やユナイテッド航空社による運行期間中の整備記録などに関する証拠はアメリカにあることは明らかであるが、遠東航空社

の整備記録、台湾民航局による事故調査および事故機の残骸等の証拠は台湾にあることも明らかである。従って、被告側の免責についての立証や原告側の損害についての証拠等は事実上台湾にあるため、アメリカで裁判することは言葉の障壁により更に困難となるものである¹⁸⁾」と第一審が判断した。

また、証人については、「アメリカ裁判所は自ら進んで出頭しない証人の出頭を強制する手続の利用可能性と、自ら出頭する証人を獲得する費用を同時に考慮しなければならない。事故機の製造や売却前の機体整備についての証人はアメリカにいるが、事故や遠東航空者による機体整備や事故調査についての証人は台湾にいる。重要な証人から生の証言を得ずに本件の審理を行うことを当事者に強いることは、当事者や裁判所に重大な苦痛を負わせることになる。

更に、外国政府機関である台湾の民航局を本件に当事者として加えることができるかは殆ど見込みがなく、台湾の航空会社である遠東航空者に対する不法行為裁判管轄権に服するか否かも不明確である¹⁹⁾、本件をアメリカの裁判所により審理することが極めて困難であるとされた。

公的利益

最後に、公的利益についてであるが、アメリカの当該裁判所は訴訟日程表が非常に混雑しており、この法廷地と十分な関連のない紛争を審理する時間や費用を費やす余裕がない。そして、Piper判決で強調された「紛争を訴の本拠地で解決するという地域利益がある」という原則を本件に適用すると、事故発生地や事故機の国籍が台湾に関連しており、事故死亡者の大部分が台湾人であることを考慮すると、台湾が本件に強い地

域的利益を有するとされた²⁰⁾。

第一審が以上のように各ファクターを分析した結果、代替法廷地に関しては、損害発生地である台湾の裁判所が利用可能であること、私的利益に関しては台湾の裁判所が証拠および証人の利用が可能であること、また公的利益に関しては、「紛争を訴の本拠地で解決するという地域利益がある」という判断に基づいて、本件訴訟に対する適当な法廷地は台湾であるという結論に達し、次の条件付きでFNC法理による却下の申立を認めた。即ち、台湾の裁判所が本件に対して裁判管轄権を有すること。被告らは台湾の裁判所の管轄権に服し、かつそれらの従業員を台湾において証人として出廷させること。被告らは出訴期限を放棄すること。被告らは台湾で下された如何なる判決にも従うこと²¹⁾、という。

後に原告らが控訴したが、控訴裁判所も原審がFNC法理に基づく却下においてその裁量権を濫用していないとし、原審の判断を是認している²²⁾。

なお、本件がアメリカ裁判所に却下された後、本件事故により死亡した日本人乗客の遺族らは、ボーイング会社およびユナイテッド航空社を相手取って東京地裁に損害賠償請求訴訟を提起したが、日本の裁判所にも却下された²³⁾。

(2) Leon事件²⁴⁾

米国法人Million社の所有する貨物機が1996年10月に南米エクアドル共和国のマンタから離陸直後に墜落した。これによって同事故機の乗務員3人が死亡したほか、事故機墜落現場の付近に居住しているエクアドル住民が30人死亡し、多数負傷者が出たのである。

事件後、この事件による100件以上の訴訟がアメリカの州や連邦裁判所で提起され、1998年12月、同事件係属中の他の原告がフロリダ州南部地裁に訴えを提起した。そこで、被告はエクアドル国の方がより便宜な法廷地であるとして本件をFNC法理に基づいて却下すべきであると主張した。

これに対して、原告らがエクアドル国の法制度が混乱しており本件を有効的に審理できない。これに加えて、1998年2月に成立したエクアドル法²⁵⁾によって本件が同法の対象外とされているため、原告の利用可能な法廷地は、アメリカしかないと主張した。

フロリダ州地裁がFNC適用の三原則に基づいて、代替法廷地がエクアドルであること。代替法廷地がより便宜であることを導かせる公私利益ファクター考慮のバランスは失わないこと(私的利益について考慮した結果、訴訟当事者間における均衡または均衡に近いと認められる場合にのみ公的利益の考慮に入ること)、エクアドル国で訴訟する場合、原告に不便や不利益をもたらすことがないことについては被告が十分な証拠を提示したことから、FNC法理に基づいて本件を却下した²⁶⁾。後、本事件が第11控訴審に控訴された。

控訴審が原審の却下判断を基本的に支持しながら、原審の意見と若干異なる見解を示し却下を条件付きに修正した。以下、控訴審の判断を概観する。

エクアドル法およびエクアドル法廷地の妥当性かつ利用可能性

控訴審では前出したエクアドル55号法は本件には適用されないと認定した。なぜならば、同法によれば一度外国で損害賠償請

求訴訟を提起した訴訟事件は、エクアドル国内での提訴が禁止されることになると規定しているが、しかし、一度外国の法廷地がFNC法理によって却下した事件は同法の対象ではないからである。

また、代替法廷地の妥当性と利用可能性については、控訴審がそれを区別し考慮すべきであると示した。まず、代替法廷地の利用可能性については、通常、代替法廷地が本件の裁判管轄権を主張する場合は原告にとって妥当であることになり、被告は代替法廷地の裁判管轄権に服従するのであればこの要件が満たされることになる。

法廷地の妥当性については、代替法廷地として完璧（Perfect）であることを求めておらず、代替法廷地での訴訟によって訴訟当事者にちょっとした不便が生じただけでは、直ちにそこが不適切な法廷地であるとはいえない²⁷⁾と控訴審が判断した。

私的利益

この点については、本件控訴審が私的利益において考慮すべきファクターを改めて言及したほか、「原告の法廷地選択は一応尊重するが、しかし、原告が外国人であるときには、その選択は、アメリカ国民或いは居住者の選択ほどには尊重されない²⁸⁾」という、Piper判決でも示された点を改めて提起し、次のような見解を示した。

「本件に関する証拠調べや証人の喚問、さらに使用する言葉がスペイン語であるため、本件をエクアドル国で審理する方がはるかに便宜である。また、原告がエクアドル国に在住する証人の証言による宣誓供述書を作成し、アメリカの裁判所に提出すると承諾したものの、当該墜落事件による原告の負傷について証明しうる諸証人や目撃者が

アメリカの法廷に出頭することまで原告の承諾が及ぼされるものではない²⁹⁾」ということから、本件をFNC法理によって却下すべきであると導かれた。

公的利益

これについては、原審が「私的利益について考慮した結果、訴訟当事者間における均衡または均衡に近いと認められる場合のみに公的利益の考慮に入ること」という見解を示したが、控訴審の意見が原審と異なった。

要するに、「たとえ私的利益の衡量が一般的に公的利益より重要に思われているとしても、あらゆるケースにおいて両者のファクターをともに考慮することがより望ましい。これは、最近の判例において我々のアプローチになってきている³⁰⁾」と控訴審が判断した。

なお、墜落事故がエクアドル国内で発生し、死傷者がエクアドル国民であったことから、エクアドル国の裁判所が本件についての損害賠償額を決定する利益を有すると、本件控訴審が認定した。

以上のように、本件控訴審が原審の判断を支持すると同時に、原告が主張したエクアドル55号法によってエクアドルの裁判所に拒絶されるおそれがあるという点については、本件はエクアドル国の裁判所に拒絶された場合、再びアメリカの裁判所で提訴できるであると控訴審が言及した。

3. 私見

以上、米国のFNC法理を概観した。これについて筆者の意見は次の通りである。

前述した1947年のGulf判決により確立されたとおり、FNC法理の適用にあたって、ま

ず原告によって選択された法廷地に管轄権があることを前提として、その管轄権の行使に公的および私的利益のファクターを考慮し、それによってはじめてFNC法理の適用が可能になる。

1945年のInternational Shoe判決³¹⁾を境に、各州における裁判管轄権の拡大によって、原告の法廷地漁りが増加した。こうした法廷地漁りによって被告と法廷地との接触が稀薄な場合でも訴訟が持ち込まれることで生じる裁判所の混雑や負担を避けるために、また原告への救済を迅速にはかるために、衡平原則に基づく訴訟の公平性を裁判所の裁量権により調和することがFNC法理の機能であるということができよう。

こうしたなか、ロング・アーム法による裁判管轄権の拡大を制限するために、便宜でない法廷地に訴訟を強いられる被告の不利益を救済すべき考慮が働くのは当然であり、FNC法理はそのための一手段であり、この意味では、FNC法理は相当な柔軟性も有する点は評価すべきであろう³²⁾。

なお、FNC法理の適用が認められ訴訟が却下 (dismiss) された場合、原告が新たな法廷地に訴えを提起しなければならないとされるが、仮にその法廷地の出訴期限や管轄権に関する規定が原告の訴えの提起を妨げるものであるならば、原告は訴訟の途を閉ざされてしまう恐れがある。

したがって、原告の新たな法廷地での訴えを確実に提起させるために、被告が新たな法廷地での出訴期限を妨訴抗弁として主張しないことや、管轄権を争わないことなどを条件とする条件付却下 (conditional dismiss) といった保護措置がFNC法理の適用時に欠かせない安全弁であろう。

ところが、実務上、たとえば前述のLeon事件³³⁾の州地裁の見解では、「私的利益について考慮した結果、訴訟当事者間における均衡または均衡に近いと認められる場合のみに公的利益の考慮に入る」と示された。これに対して、連邦控訴審では、近時判例のアプローチに従えば、公私利益が両方のファクターをとともに考慮することが望まれる、といった異なった見解が表明された。

そうすると、FNC法理の適用にあたって考慮すべき優先順位は果たして原告の便宜、被告の便宜、ないし裁判所の便宜のいずれであるか、という点が問題になり、裁判所ごとによって判断が異なることになる。

確かに、いわゆる法廷地漁り、即ち、原告が幾つかの法廷地から自分にとって有利な法廷を選択してそこで訴を提起する現象が国際民事財産訴訟事件にしばしばみられる。

しかし、次のような点については十分な考慮が必要であろう。つまり、原告の行為がどの程度まで法廷地漁りに該当するのかという点である。

例えば、原告の法廷地選択における実際の選択肢がアメリカの裁判所のみであるという場合にもFNC法理により訴が却下され、訴訟による損害賠償を求めることを断念せざるをえないような場合でも法廷地漁りといえるか、ということが問題になる。この意味で、FNC法理の適用の際、原告の法廷地選択に敬意を払うのに比べて、被告の便宜をそれ以上に強調することは問題であろうと言わねばならない。というのは、FNC法理の適用にあたってときには被告による「逆の法廷地漁り」を引き起こすおそれがあるからである。

特に、近年米国の裁判所に訴を提起した国際民事訴訟に共通する点として、加害者はすべてアメリカの企業であり、被害者はすべて外国人であることがあげられる。これらの訴訟では結果的に、いずれもアメリカ企業に有利な解釈でFNC法理を適用している³⁴⁾。

これらの判決は、一見すると被害者である原告の居住地での訴の提起を優先させて原告の利益を考慮しているようであるが、その反面においてアメリカ自国法人である被告を保護するために原告の訴訟利益がFNC法理により制限されていると思わざるを得ない。

それでは、次にこのようなFNC法理は台湾に導入される場合、いかなる影響が生じてくるかについて次に検討する。

FNC法理導入の当否

以上、米国におけるFNC法理の原理、発展及び適用要件を考察した。FNC法理が英米の判例法によって生み出されたものであり、柔軟性を有するという点は、前述したように評価すべきである。

もっとも、FNC法理が柔軟性を有する反面において、運用にあたって公私的利益考慮の優先順位を裁判官の裁量に委ねられることから、時には裁判官の恣意的になりかねない。

本稿の では、FNC法理をめぐる国際裁判管轄権に関する台湾の学説および実務上の動向を概観し、台湾の涉外民事適用法律修正草案10条を検証する。

1．台湾における国際裁判管轄問題の現状

台湾の民事訴訟法においては、国際裁判

管轄権に関する規定が明文化されていない。また涉外民事法律適用法においては、3条の禁治産宣告規定及び4条の死亡宣告規定³⁵⁾のほか、国際裁判管轄権規定が欠如している。

台湾の法体系においては、ドイツ法と日本法からの影響が極めて強く、国際裁判管轄権に関する理論も例外でない。従って、涉外訴訟事件に関する学説において、日本の逆推定説のように、台湾民事訴訟法に規定している特別裁判籍が台湾にある場合には、台湾の裁判所が裁判管轄権を肯定すべきであり、他方、逆に民事訴訟法に規定していない場合には、台湾の裁判管轄権を否定すべきであると主張する説がある³⁶⁾。

これらの説に加えて「訴訟当事者の利益もしくは公共利益にかなう場合、わが国の民訴法上の規定から国際裁判管轄権を類推することが可能である。但し、民訴法上に規定がない場合、利益衡量説により、国際裁判管轄権を決定すべきである」との主張³⁷⁾、もしくは国内の土地管轄規定を「類推」・「参酌」しながら、涉外民事事件の特殊性を配慮し、国内訴訟事件と異なる解釈を加えるべきであるとの説もある³⁸⁾。これらの学説についてはその殆どが日本のそれと一致するため、ここでは付言しない。

台湾の実務上においては、涉外要素を含む民事訴訟事件のなか、債務不履行や離婚の訴訟事件もあるが、最も高い割合を占めるのが海物品運送紛争に関連する訴訟事件である。

これらの涉外訴訟事件を審理する傾向として次の二つがある。一つは涉外要素を無視し、あたかも国内土地管轄権問題のように取り扱う傾向³⁹⁾、もう一つは国際裁判管轄

権問題に直面するものの、訴訟事件の準拠法が台湾法であるため、台湾は裁判管轄権を有すると認定した傾向が問題になっている⁴⁰⁾。

以上、台湾の国際裁判管轄権に関する学説および実務の流れについて簡単に紹介した。次に、台湾の最高裁から裁判管轄権問題にかかわる判決が現れてこなかった原因を検討してみたい。

台湾では、国際裁判管轄権問題はしばしば法学者により指摘され、その重要性が強調されてきた⁴¹⁾。にもかかわらず、台湾の実務上においては、その問題を直視した判決もいくつか存在するものの、それを回避し国内土地管轄問題と同様に取扱う判決が各級裁判所に散見されるにとどまり、国際裁判管轄権という概念さえ、未だに定着していないのが実状である⁴²⁾。

日本の最高裁の場合は、国際裁判管轄権のような問題について、常に明らかな見解を示し先導的な役割を果たしてきた⁴³⁾。これに対して、台湾の場合は、国内管轄権問題については管轄権がないと認められる場合、民訴法28条⁴⁴⁾により他の裁判所に移送することができる。また、管轄権がないと認められたうえで上記28条により移送しえない場合、受訴裁判所の決定により原告の訴を却下する規定もある(台湾民訴法249条1項2号)。

しかし、ここで強調しなければならないのは、国際間の移送制度がない現状では、台湾の裁判所が涉外訴訟事件に対してでさえも、こうした処理の態度を採っているということである。

要するに、受訴裁判所の決定に対する原告人の不服について、抗告手続による法的

救済ができるが、抗告裁判所は抗告に理由がないと認め決定を下す場合、その決定に対して原告人が再び抗告を提起できない、という規定が台湾の民訴法486条(再抗告規定)で定められている。

従って、第一審で涉外訴訟事件に裁判管轄権の有無について争った場合、仮に裁判管轄権がないとの決定を下されたならば、原告が高裁に抗告を提起することができる。しかし、高裁がその抗告に理由がないと認めた場合は、原告が改めて最高裁に抗告することができない。これが国際裁判管轄権問題に関する台湾の最高裁による先駆的な判決が未だに現れない原因の一つであろう。

以上のことから、国際貿易に大きく依存する台湾では、国際紛争が発生し訴訟を持ち込まれた場合、台湾の裁判所がいかなる基準により国際裁判管轄権を決定すべきかについての体系的な理論が未だに構築されていないということが窺える。

2. FNC法理に関する学説および実務上の見解

以上は、台湾の国際裁判管轄に関する学説及び実務上の概観である。次はFNC法理についてである。

台湾の学者は、国際裁判管轄権問題に明確な解決ルールが必要として日本や欧米などの学説または理論を紹介しつつ、有効的なルールを探求している段階である。台湾の学説の中では、逆推定説に基づき台湾の裁判管轄権を認定しつつ、同一事件について外国の管轄権と衝突を避けるために、FNC法理を導入すべきであるとの説が多く見られる⁴⁵⁾。

実務上、FNC法理について言及する判決

としては、台湾高等裁判所1998年度再字第75号民事決定⁴⁶⁾があげられる。

同民事決定では次のように述べられている。

「契約訴訟事件において当事者間で債務履行地について合意した場合、我が国民事訴訟法12条により当該履行地の裁判所が管轄権を有することになる。また、共同訴訟被告はその住所が同一裁判所の管轄地域内に有しない場合は、各被告の住所地の所在する裁判所に管轄権を有する。ただし、同法4条から19条にかけて定められている各裁判籍を有する共同管轄裁判所がある場合、当該裁判所が管轄権を有するということが同法20条に規定されている。

本件において被告人の住所地がそれぞれ異なるにもかかわらず合意した債務履行地が原審裁判所地であることから、民事訴訟法上の上記規定によれば債務履行地が台湾の台北市であるという原告人の主張は明らかに妥当である。

ところが、原審裁判所が本件に対して管轄権を有するにもかかわらず、当事者の抗告を決定により却下した。その理由は次の通りである。

すなわち、我が国で裁判を審理する場合、訴訟当事者に不便になること、事実関係の殆どが外国に係わるため我が国の裁判所にも本件を審理することによりほかの訴訟事件の審理に遅滞の影響を与え、法廷もしくは納税者に不必要な負担をかけること、また原告人が勝訴判決を得られたとしても、それをもって外国での承認・執行することは困難であると予想しうること、また、本件について他国に一般管轄権を有するといった点を考慮し、裁判管轄権を有するほか

の外国の裁判所に移送し得ない理由で便宜な法廷地原則（傍点は筆者）に基づいて、原審裁判所は本件に対して一般管轄権なしと認定し、原告人の訴えに対して決定をもって却下したのである。

しかし、上記の分析からいえば、原審裁判所が法規適用上に明らかに誤りであるため、原審の決定は適法であったとは言い難い（民事訴訟法12条および20条を消極的に適用しなかったこと）。したがって、原審の決定が民事訴訟法496条1項1号⁴⁷⁾の再審事由に該当するため、申立人の再審主張が正当であるというべきであり、原審の決定を取消し差戻すといわねばならない。」

以上は、台湾高裁がFNC法理を採用した原審の決定が法規適用の錯誤として妥当でないと示した見解である。

上記の見解に基づいて考えてみると、台湾高裁が原審の判断に対して、違法かつ不当とした理由は、原審が国内土地管轄規定を適用しなかったということになるのではないと思われる。

つまり、高裁が国際裁判管轄権を判断するにあたって、台湾民訴法の土地管轄規定に定められている裁判籍が台湾に存するのであれば、台湾の裁判所が裁判籍を認めるべきであるという理由から、原審のFNC法理に基づく決定が違法であると判示した。

これは、果たして台湾の高等裁判所が国際裁判管轄権と国内土地管轄との区分をせずに招いた誤解なのか、それとも民事訴訟法における管轄権規定が国内外の管轄権を決定しうる二重機能を有することを強調しているのか、という点が疑問に思われる。

また、同民事決定の原審では、事実関係

の殆どが外国にあり、裁判所の便宜や判決の承認・執行問題を考慮したうえで外国裁判所に移送する根拠がないため、FNC法理によって当該訴訟を却下した。

これによって、原審が台湾に裁判管轄権を有することを意識しつつも、様々不都合な事情があって原告に外国の裁判所に提訴させるためにFNC法理を適用したのか、それとも、裁判管轄権有無の判断をせずに直ちに台湾が便宜な法廷地か否かのみを判断したのか、という点⁴⁸⁾が興味深い。

このように、台湾の実務上、FNC法理について言及されたが、上記の民事裁定に原審は、いかなる理由に基づいてFNC法理を適用するかについては不明であり、国際裁判管轄権有無の決定に関する見解についても言及していない。そればかりか、第二審裁判所が国内の土地裁判管轄規定をそのまま国際裁判管轄決定に適用しなければ違法であると示した。

このようにみえてくると、台湾の実務においてはFNC法理についての認識を有するものの、その適用に関しては裁判管轄の有無に関して若干混同しているかのように窺える。

こうした点から、FNC法理の適用に先立つべき国際裁判管轄権問題が混乱している台湾の実務現状においてFNC法理を導入することが果たして妥当であり機能しうるかが疑問に思われる。

3. 国際裁判管轄規定の有無とFNC法理との関係

国際裁判管轄権規定の有無はFNC法理とは直接的に関係がない。もっとも、本稿前半でみた通り、米国の場合は、裁判所が対

人管轄規定に基づいて被告に対する裁判管轄権を取得してから、原告による法廷地漁りから被告を保護するため、または受理裁判所の混雑や負担を減少するためにFNC法理が適用される。このように国際裁判管轄規定の有無問題は、FNC法理適用との間に直接関係しないものの、被告に対する裁判管轄権があると判断された場合、はじめてFNC法理が適用されるという順序関係に位置付けられているといえよう。

ところが、後述するように今回の修正草案において先決問題である裁判管轄権規定が先送りされた。これは非常に疑問が残る。なぜなら、涉外民事訴訟問題を立法化によって解決するのであれば、順番的にも先行問題としての国際裁判管轄規定に対して考慮をすべきだからである。

日本では、この問題に関する議論は、マレーシア航空事件判決以来、20年間にわたって実務や学説において大いに注目を浴びてきた。1998年の民訴法大改正を契機に、ようやく特段の事情論を含める国際裁判管轄および国際訴訟競合の規定を同法に盛り込むか否かについての立法論が本格的に始まった。そして、最終的に学説や判例による解釈論がまだ不十分であるとして、立法段階では要綱試案にとどまった⁴⁹⁾。こうした日本の事情に鑑み、台湾でも国際民事訴訟法というものの自体が発達していない現状を考えてみれば、裁判管轄権問題が最も重要な課題なのではないか。

にもかかわらず、原則問題である裁判管轄問題は、学説や実務による積み重ねを待つとしつつ、例外問題であり検討も十分なされていないFNC法理を台湾の国際私法に導入しようとするのは、あまりに立法論

としての法的ロジックに反するのではないかと思われる。

とりわけ、特に前述した遠東航空機事件、Leon事件等のような国際PL訴訟事件で、訴訟当事者は常に裁判管轄権有無の争いを主戦場とした。そして、裁判管轄権が確定された時点では、訴訟が和解に終わった事例は少なくない。これは、裁判管轄権が決定されたことによって準拠法選択問題も明らかになり、訴訟の結果が一応見えてくるため、訴訟当事者のいずれかが裁判を諦めざるを得なくなるからである。

以上のような訴訟段階ではFNC法理の適用とはまったく無縁ではあるが、ここからも裁判管轄権規定の有無とFNC法理の規定との関係には、順序的な重要性を有するということが明らかになる。

4．涉外民事法律適用法修正草案10条

以下、涉外民事法律適用法修正草案10条の立法理由をみてFNC法理の導入当否を検討する。

涉外民事法律適用法部分修正草案総説明（以下『草案総説明』をいう）によると、FNC法理導入の理由は次の通りである。

「涉外事件の審理は国内民事事件と異なり、とりわけ証拠調べに司法共助を欠けることなどの原因で、往々として訴訟手続きが円滑に進行することが困難である。したがって英米法上の不便宜な法廷地理論に参酌し、本条を付した。

仮に当該涉外民事事件を審理する外国裁判所があり、しかも我が国より便宜な場合、当事者の申立により台湾での訴訟手続きを停止する裁定を行うべきである。また、本草案において、英米法のように原告の訴え

を却下するのではなく、これを停止することとした理由は訴訟当事者における実体法上の利益保護を図るためである。

台湾での訴訟手続きを停止すべきか否かは、当該訴訟事件を台湾で審理することが便利であるか否かに主眼を置く。すなわち証人の住居所、関連証拠や関連事実発生地の所在、または当該事件に適用される準拠法及び裁判所にかかる負担等が考慮されるべき要素である。

なお、台湾の裁判所がいかなる基準により管轄権を取得しうるかについては、本草案において明文化せず学説や実務の積み重ねを待つことにする⁵⁰⁾。

以上は、今回台湾の涉外民事法律適用法修正草案においてFNC法理を導入する理由である。このような立法理由を踏まえて筆者の意見を次に述べたい。

(1) 同条1項 考慮すべきファクター

修正草案10条1項に涉外民事訴訟事件に対して台湾裁判所に裁判管轄権を有するにもかかわらず、他の外国裁判所がより便利である場合、訴訟手続きを中止できるように規定している。この「より便利」について立法理由に私的利益である証人・証拠の取得容易か否か、公的利益である裁判所の負担になるか否か等の考慮ファクターを提示している。

これが本稿前半で考察した米国のFNC法理の要件、いわゆる公私的利益の考慮ファクターと同様であるかのように見える。

ところが、前(1)で述べたように台湾では国際裁判管轄権の決定についての明確な規定が存在しないため、裁判管轄権を有するか否かは、裁判所独自の判断に委ねることになる。これは法的安定性という点か

らみると、原告の訴訟利益がまず妨げられることとなる。

これに加えて、FNC法理の適用にあたっては、立法理由から一応の考慮すべきファクターが示されたものの、これらのファクターは、あくまで裁判所の裁量に委ねられることになる。これによって、FNC法理が米国で適用される際に生じた問題のように、果たして公的利益、私的利益のいずれが優先すべきかという点が問題になり、時には原告の訴訟利益に妨害するおそれがある。

そうすると、国際裁判管轄権の有無に法的安定性を欠くのみならず、裁判所の裁定によるFNC法理はそのルールが明白でないために予見可能性もなく、原告が外国での提訴を余儀なくされてしまう可能性も極めて高まってくる。

さらに、原告が外国人の場合には、米国裁判所のように台湾裁判所が外国人の法廷地選択に対する尊重の度合を減少すべきであろうか。そうすると、公的利益にウエイトを置いて判断すべきであろうか。これに加えて被告が台湾法人の場合は自国民保護に基づいて台湾法と代替法廷地法と比較考慮して被告に有利な方向に判断すべきであろうか。また、原告が台湾人であり、被告が外国法人である場合には、台湾裁判所が断固的に被告によるFNC法理の申立を拒否すべきであろうか。それとも、自国民保護の発想に基づいてFNC法理によって外国で提訴させることとすべきであろうか。

これらの論点が台湾で十分に議論されていないうちに、直ちにFNC法理を適用すると、公私的利益におけるファクターについての解釈が裁判官によって異なり、米国のように混乱を招くのではないかと思われる。

次に、修正草案10条において代替法廷地の有無判断に関する衡量事情が言及されていないについて検討する。

米国のFNC法理の適用には、訴訟当事者の不便、すなわち、前述した遠東航空事件で示された代替法廷地での高額な訴訟費用や、代替法廷地での外国法適用の困難さ、またはLeon事件における代替法廷地の設備の不備といった訴訟の不便だけでは、直ちに代替法廷地が不適切な法廷地であるといえないとして、被告が代替法廷地の裁判管轄権に服従するのであれば、代替法廷地という要件が満たされるとされる。

これによって、一方では、国際民事訴訟における台湾人の原告がFNC法理により訴を却下され、外国裁判所まで提訴する経済的な余裕などがない場合には、和解を強いられるのではないかという懸念が生じる。他方では、原告が外国人であり、被告が台湾法人である場合は、台湾法上の責任を免れるために常にFNC法理を利用して「逆の法廷地漁り」に走ることが危惧される。

(2) 同条2項 訴訟中止後の配慮

修正草案10条2項では「前項の訴訟が台湾裁判所の裁定により中止された後、同訴訟についての外国の確定判決が台湾裁判所に承認された場合、当該訴訟事件が外国裁判所で訴えを提起した時点で台湾裁判所での起訴を取下げたとみなす」というように規定している。

このような規定は、一見すると原告への保護を図るように見える。だが、問題は、前述した(2)と関連して経済的な事情かつ言葉の問題により、原告が台湾の裁判所のいう「より便宜な法廷地」へ訴えを提起する余裕がない場合、または、原告が辛う

じてより便宜な法廷地へ辿り着いて訴えを提起したとして、そこで再び訴えを却下された場合には、台湾での訴訟を再開すべきであろうか、それとも眠っている権利を保護する必要なしというように、原告の裁判権をそのまま放置して良いのか、今回の修正草案において台湾の裁判所が如何なる法的救済措置を取るべきかについての規定もない。

つまり、訴訟事件がFNC法理によって却下された場合、原告はほかの代替法廷地に提訴しなければならないことになるが、代替法廷地の出訴期限や管轄権に関する規定が原告の提訴を妨げるものであるならば、原告の訴訟が途を閉ざされてしまう恐れがある。

したがって、原告の代替法廷地での訴えを確実に提起させるために、FNC法理の申立てに基づく訴えの却下にあたっては、被告が新たな法廷地での出訴期限を妨訴抗弁として主張しなことや、管轄権を争わないことなどを条件とすること、つまり米国のような条件付却下（conditional dismiss）が必要となる。

台湾修正草案のように、FNC法理によって訴訟が却下や停止された後における原告への法的救済措置も設けなければ、常に国際民事訴訟事件がキャッチボール化にされることに繋がるように思われる。

前述した遠東航空機事件を改めて考えてみると、原告らが日米の裁判所に拒絶され台湾の裁判所に三度目の訴えを提起した場合、台湾の裁判所が如何なる判断をするのであろうか。

確かに当該飛行機墜落事件の被害者が殆ど台湾人であることや、結果発生地が台湾

の上空であるといった点から、本件についての裁判管轄権は台湾の裁判所が有すると認められるかもしれない。

だが、FNC法理に基づいて考えてみると、まず、代替法廷地があるか否かについていえば、本訴訟事件が最も適切な法廷地が台湾であると既に日米の裁判所に宣言され却下された以上、おそらく代替法廷地がないため台湾裁判所が審理すべきであろう。

次に、公的利益のファクターからみると、本件は被害者がほとんど台湾人であり台湾社会に大いに関連する事件であるため、台湾裁判所が審理を拒否する理由がないといえる。

私的利益のファクターから考慮してみれば、本件は三度目の訴えであるため、台湾での訴訟を中止した場合原告らへの救済の扉が閉ざされてしまうということに配慮したうえ、台湾の裁判所が本件についての審理を行うことになったかもしれない。

しかし、このような点を踏まえて台湾での勝訴判決による米国での執行可能性が果たしてどれほどあるのかは疑問である。（さらに被告が敗訴時の執行について保証したとしても、アメリカの裁判所でその保証を覆す可能性がないとは断言しがたい）。これは外国判決の国内での承認・執行という問題に関連しており、国際条約によって解決するしか方法がないかもしれない。しかし、あえて台湾は国際私法にFNC法理を導入しようとするのであれば、この点についても配慮すべきではないか。

逆に、本件が台湾で提起された時点が日米のそれに先立った場合、日米いずれかの国で裁判を進行すれば高額の損害賠償額を獲得しうるか、という点に配慮したうえ、

自国民の保護を図るために、FNC法理により当該訴訟を中止されたことも考えられる。

そうすると、ほかに適切な法廷地があるからといって原告らが台湾での訴えを却下され、米国か日本の裁判所に改めて訴えを提起した場合、果たして日米の裁判所が本件についての裁判管轄権を認めるか否かは疑問に思われる。

仮に、日米裁判所がともに本件の裁判管轄権を認めずに訴えを却下した場合に、これは日米裁判所における裁判管轄の問題であり、訴訟が遅延問題に集約されるものである。台湾裁判所が原告の四度目の訴訟に対し法的救済を行えば解決しうが、前述したように、台湾が導入しようとするFNC法理には、台湾裁判所がいかなる救済をすべきかについての規定がないため、これで訴えが再びキャッチボールされ、被害者遺族が正に泣き寝入りする他ないであろう。

こうしたキャッチボール化になりかねない状況を見ると、FNC法理を台湾に導入することは必ずしも妥当でないといわざるをえない。

おわりに

国際取引への依存度が高い台湾においては、今後も涉外民事事件が相次いで生ずると予測できる。そのため、法的安定性および予測可能性をそなえた国際私法をより明確に決定しえるルールが要請される。

こうした状況で台湾の涉外民事法律適用法は、半世紀に近く涉外事件準拠法を指定する法として機能しており、時代の変遷に応用しうよう改正するために、今回の修正案にFNC法理等を盛り込もうとしている。この意味では、同修正委員会の努力は評価

すべきである。

ところが、以上見た通りに、現に国際裁判管轄権に関する直接の明文規定がなされておらず、草案総説明でも今後の学説や裁判例の積み重ねをまつという見解を示された台湾の現状では、FNC法理の導入が妥当ではないし、少なくともキャッチボール化を防止するための訴訟手続セーフカードを十分に設けない限りは、導入すべきではないように思われる。

以下、結論として台湾があえてFNC法理を修正草案10条に導入しようと試みる際に、留意すべき点について私見を述べたい。

まず、同条1項に但し書きとして、「涉外民事訴訟事件に対して台湾裁判所に裁判管轄権を有するにもかかわらず、他の外国裁判所がより便利である場合、当該民事訴訟事件について外国裁判所による確定訴訟判決を言い渡されるまでに、台湾裁判所は訴訟当事者の申立により当該事件の訴訟手続中止を裁定することができる。但し、訴訟当事者間に経済力などの事情が顕著である場合、この限りでない(傍点は筆者)」とすべきである。

要するに、たとえば一市民対他国企業という国際PL訴訟事件に対して訴訟当事者の国籍を問わずに訴訟当事者間における経済的かつ情報力に比較にならないような格差が顕著にある場合には、被告によるFNC法理適用の申立を退けて台湾での訴訟を遂行するのが妥当であろう。

これは当事者間の公平という要請から、原告が代替法廷地での訴訟によって受ける不利益が明らかに被告のそれを上回ることを防止する上で、また被告による逆の法廷地漁りを防止する上でも有効であるように

思われる。

次に、2項の但し書きとして「前項の訴訟が台湾裁判所の裁定により中止された後、同訴訟についての外国の確定判決が台湾裁判所に承認された場合、当該訴訟事件が外国裁判所で訴えを提起した時点で、台湾裁判所での起訴を取下げたとみなす。但し、当該訴訟事件の原告がより便宜な外国裁判所による却下を受けた場合、台湾での訴訟手続を再開することになる（傍点は筆者）」というような文言等を取り入れるべきだと思われる。

要するに、涉外訴訟事件により便宜な代替法廷地があり、訴訟当事者間における格差が顕著でない場合に、台湾の裁判所がFNC法理によって訴えを中止すべきであり、代替法廷地での提訴を命ずるが、これによって原告が権利の行使を怠る場合にはもはや法的保護を与える必要がないと思われる。

しかし、キャッチボール化を防止するためにも、原告の訴訟権利を保護するためにも、原告が代替法廷地での提訴も再び却下された場合には台湾での訴訟再開すべきであり、実体審理に入るべきであると思われる。

注

- 1) 台湾の国際私法は「涉外民事法律適用法」といい、本来1918年に日本の法例を参照・制定したものである。当初「法律適用条例」と呼ばれていたが、1953年に現行法の名称になった劉鈺錚・陳榮傳（2000：21）。
- 2) 2000年2月9日に修正・公布された民訴法は、裁判手続の簡単化・迅速化及び裁判外紛争処理手続を主軸にした点が、最大の改正点であるとみられる。なお、台湾の民訴法修正についての参考文

献として邱聯恭（1994年）、王甲乙（1999年）、陳計男（1999年）等を参照。

- 3) 司法院は台湾最高司法機関であり、民事、刑事及び行政訴訟の裁判、また公務員の懲戒を司る台湾中央政府機関の一つである。
- 4) 2001年8月15日日付の「司法週刊」1044期に発表された。
- 5) “will not exercise jurisdiction if it is a seriously inconvenient forum”, see Restatement (Second) of Conflict of Laws 2d § 84 (1971)
- 6) Edward L. Barrett. (1947 : 380)
- 7) Paxto Blair. (1929) The Doctrine of Forum Non Conveniens in Anglo-American Law, 29 Colum. L. Rev.1. これは定説になったといわれているが、山本（1976：22）、小山（1988：85）、陳隆修（1986：170 - 173）、江泉（1995：152）、Born, Gary B（1996：282 - 292, 298 - 299）。ところが、Warren Freedman（1988：4 - 5）によれば、アメリカ実務上にこの法理について議論した判決があらわれたのは、早くも1801年、つまり19世紀の最初の頃であったと考えられる。
- 8) Gulf Oil Corp. v. Gilbert, 330 U. S. 501 (1947)
- 9) Koster v. (American) Lumbermens Mut, Casualty Co., 330 U. S. 518 (1947) この判決は、保険証券保持者が保険会社に対して起こした訴訟であり、また、他州会社の内部事故（internal affairs）と、FNC法理との関係が問題となった事件である。そのため、一般的にFNC法理に言及されるときには、主にGulf判決を中心として取り上げられていることから、本稿でもGulf判決に絞って扱うことにする。
- 10) Gulf. 330 U. S. at 508 - 09.
- 11) 条件付の却下の場合の条件とは、例えば、弁護士費用も含める支払負担を被告に命ずること、被告が新たな法廷地においてその出訴期限を妨訴抗弁として主張しないこと、被告が管轄権を争わない

- ことなどを条件とすることである。訴訟停止の場合については、FNC法理により却下したことは、その訴に関する管轄権を放棄するのではなくそれをしばらく行使しないことに止まるに過ぎない。(江泉1980: 173)
- 12) 米国のFNC法理ははじめて国際民事訴訟に適用された判例が1981年Piper Aircraft Co. v. Reyno 454 U. S. 235 (1981) 判決である。なお、本稿では、紙面の都合で本件についての紹介を省略することを断っておきたい。
- 13) 本件の詳細につきアメリカにおける第一審はLui Su Nai-Chao v. Boeing Co., 555 F. Supp.9 (D. Cal. 1982)、第二審はLui Su Nai-Chao v. Boeing Co., 708 F. 2d 1046 (9th Cir. 1983) なお日本における裁判は日本東京地裁1986年6月20日判決、判時1196号87頁、判タ604号138頁、ジュリ867号68頁以下を参照。
- 14) カリフォルニア州北部地区連邦裁判所には、本件による同様の訴訟が19件ほど提起されているが、本件では、いくつかの訴訟を併合して取扱っている。なお、日本人からの訴えでは、遠東航空会社も被告に含まれていたようである。後に遠東航空会社が死亡した乗客に対して、台湾法上では上限に近い死者一人あたり約900万円の損害賠償の示談が成立し、訴えが取り下げられた(台湾新生報1981年10月9日付け)
- 15) これはボーイング社の本店がワシントン州にあり、そこで墜落した旅客機が設計・組立・テストされたからである。Lui Su Nai-Chao, 555 F. Supp.9. at 11, Fn. 3.
- 16) Id. at 15 - 7.
- 17) lb.
- 18) lb. at 17 - 19.
- 19) Id. at 19, Fn. 14.
- 20) Id. at 19 - 22.
- 21) Id. at 22.
- 22) 本件の控訴審において11人の原告がボーイング社およびユナイテッド社と和解に達した。残ったのは少数のアメリカ市民籍を有する者またはアメリカ居住者のみとなった。なお、連邦最高裁への上訴も認められなかったため、本件における却下は確定している。
- 23) 東京地裁1986年6月20日判決、判時1196号87 - 88頁。日本の裁判所が本件を却下した主な理由とされているのは、本件を審理するために重要な証拠ないし証拠方法は、いずれも台湾に存在するものと推認されるものの、日本と台湾との間に正常な国交がないため、司法共助によりこれらの証拠ないし証拠方法を利用することができないという「特段の事情」があるとされたからである。本件に関する日本裁判所の判旨によれば、「特段の事情」とは、「外国法人を被告とする民事訴訟についての国際裁判管轄権については法が欠如しているため、当事者間の公平、裁判の適性・迅速を期するという理念により条理に従って決定するのが相当である。そして、国内民法の土地管轄に関する規定に定められている裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは、特段の事情がない限り、我が国の裁判所に管轄権を認めるのが、右条理にかなうものというべきである」という。なお、本件結論についての評論に関しては道垣内(1986: b)、後藤(1987)、大村(1990)、山本(1986)などを参照。
- 24) Leon v. Millon Air, Inc 251 F. 3d 1305 (11th Cir. 2001)
- 25) エクアドル国のこの55号法の下では、「わが国とほかの国に同時に涉外事件に対する裁判管轄権を有する場合、エクアドル国の裁判所か、ほかの外国裁判所に訴えを提起することが原告の自由に委ねる。ただし、唯一の例外としてエクアドル住民にかかわる離婚事件のような涉外事件がエクアドル裁判所によって解決しなければならないとする。(中略) 損害賠償の請求がエクアドル国以外のとこ

Forum Non Conveniens法理を台湾の国際私法に導入する当否について

- ろでなされた場合、エクアドルの国家権力および裁判所の裁判管轄権が永遠に終わらせることになる」というように規定している。Id. at 1308.
- 26) Id. at 1309.
- 27) Id. at 1211 - 12.
- 28) Id. at 1314 - 15 (quoting Piper Aircraft Co. v. Reyno., 454 U. S. 241 (1981)
- 29) Id. at 1315.
- 30) Id. at 1311.
- 31) International Shoe Co. v. Washington., 326 U. S. 310 (1945)
- 32) Ann (1986 : 1002 - 03) によれば、今日、FNC法理が対人管轄権における自由な最小限の接触に対する不可欠な制限となっていると考えられる。
- 33) Leon, 251 F. 3d at 1311.
- 34) 例えば、1981年のPiper 判決、1983年の遠東航空機事件、1984年インドのポパールガス漏れ事件、または、1998年のGschwind訴訟事件 (Gschwind v. Cessna Aircraft Co., 161 F.3d 602 (10th Cir. 1998) 2001年のLeon事件などが取り上げられる。前出のインド・ポパールガス漏れ事件の第二審において、「原告が外国居住者であることから、彼らがアメリカ裁判所を法廷地として選択したことに對しては、アメリカ市民よりも敬意は払われない」というように判示されている。In re Union Carbide Corp. Gas Leak Disaster, 809 F. 2d. 195 (2nd Cir 1987) at 198.
- 35) 同法3条に「台湾に住所又は居所を有する外国人について、その本国及び台湾法により禁治産の原因があるとき、裁判所はその者に対して禁治産宣告をなし得る。前項の禁治産宣告の効力は宣告を為した台湾法による」と規定しており、同法4条は第一項に「台湾に住所又は居所を有する外国人が失踪の場合、裁判所は台湾にある財産及び台湾の法律によるべき法律関係につき、台湾の法律により死亡宣告を為し得る」と規定している。なお、林秀雄 (1996 : 71) は同法の立法体系からすれば、上記3、4条の規定について、あくまでも準拠法選択の規定であり、国際民事訴訟法と関連しないと指摘している。
- 36) 例えば、劉鉄錚 (2000 : 276)。林益山 (1998 : 124)。馬漢宝 (1990 : 180)。
- 37) 林秀雄 (1998 : 128)。
- 38) 蘇遠成 (1993 : 132)。
- 39) たとえば、台湾最高裁1984年度台上字第3957号判決、台湾基隆地裁1994年度海商字第2号民事判決、または台湾高等裁1997年度上字第448号民事判決等があげられる。判決内容は (後の注42も) 台湾司法院公式ホームページwww.judicial.gov.twを参照。
- 40) たとえば、台湾高雄地裁1994年度保険字第18号民事判決、台湾高等裁1995年度海商更字第6号民事判決等があげられる。
- 41) 国際裁判管轄権問題については70年代からすでに台湾の法学者によって指摘されてきた。たとえば、劉鉄錚 (1977) 等がある。
- 42) 台湾司法院ホームページによれば、国際裁判管轄権という概念の使用はまだ普及していない。地裁及び高裁判決の中で、国際裁判管轄権という言葉に言及したものは、わずか3件のみであった (台北地裁1996年重訴字第1056号判決、同地裁1997年保険字第111号判決、また台湾高裁2000年抗字第1293号決定)。なお、最高裁判所からの判決には未だ見当たらない。
- 43) たとえば、国際裁判管轄権に係るリーディング・ケースと視されているマレーシア航空事件訴訟判決 (最高裁判決1981年10月16日、民集35巻7号1224頁、判時1020号9頁、判タ452号77頁) である。同判決に関しては否定的な見解や評論が殆どである。それはともかくして、少なくとも、この判決を通して日本の最高裁が見解を示しその後の下級審に方向性を示したように思われる。

44) 28条においては「裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄権に属しないと認めるときは、申立又は職権によりこれを管轄裁判所に移送する」と規定している（訳者は筆者）。

45) たとえば、劉鉄錚（1977：107）、陳隆修（1986：420）、林益山（1993：48）および劉鉄錚・陳榮傳（2000：693）等である。

46) 司法院のホームページには確定判決のみ公表されているため、ここで取り上げた98年度の民事決定は、台湾の『律師雜誌』の「裁判要旨選輯」から引用したものである（244期1月号115頁、台北律師公会1999年）。なお、当該雑誌に掲載されているこの高裁の決定が要旨のみに限られているため、当該訴訟事件の概要等の詳細についての資料は、当分手に入れることが困難であったということを断っておきたい。

47) 台湾の民法496条（再審の事由）には、「次（1項1号）に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申立てることができる。但し、当事者が控訴もしくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかった時は、このかぎりでない」と規定されており、つまり同条1項1号「適用された法規が明らかに錯誤の場合」である。同条が日本の民法338条に相当するものである。

48) これについて日本最高裁がドイツ車預託金訴訟事件での判断手法を想起させる。本件は、日本民法上の土地管轄規定に基づく裁判管轄権の判断をすることなく、特段の事情によって日本の裁判管轄権を否定している。なお、本件についての評論は賛否両論であり、参考文献は次のようにある。山本和彦（1998：278）、竹下守夫・村上正子（1998：23）、野村（1999：162）、海老沢（1998：290）、道垣内（1998：b：215）、中野（1998：125）、安達（1999：71）。

49) 最終的に要綱試案にとどまっていた。その理由

は、国際私法や国際取引法にかかわる分野であり、また立法論としての議論がまだ不十分であるという指摘がある（小林秀之1998：397）。

50) 2001年8月15日日付の『司法週刊』1044期。

参考文献（著者名50音順）

安達栄司（1999）「国際裁判管轄と特段の事情の考慮」『NBL』662：67 - 71

石黒一憲（1986）『現代国際私法（上）』東大出版社、
石黒一憲（1988）「国際的民事紛争処理と準拠法・国際裁判管轄権」『法律ひろば』41（4）：13 - 25

井之上宜信（1987）「損害賠償請求訴訟の国際的裁判管轄権」『ジュリスト』892：117 - 119

池原季雄（1982）「国際的裁判管轄権」『新・実務民訴講座7巻』日本評論社、3 - 44

海老沢美広（1998）「国際裁判管轄権における『特段の事情』の考慮」『ジュリスト』1135：288 - 290

Edward L. Barrett. 1947. The Doctrine of Forum NonConveniens, Cal. L. Rev. 35：380 - 422.

江泉芳信（1980）「アメリカにおけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理とその国際的適用」『青山法学論集』21（3=4）：167 - 195

江泉芳信（1988）「合衆国最高裁判例に見られる裁判管轄理論の混乱 - 製造物責任訴訟における対人管轄の問題」『青山法学論集』29（3=4）：195 - 222

王甲乙（1999）「民事訴訟法之部分条文修正」『法令月刊』50（4）：3 - 31

大村芳昭（1990）「外国人に対する損害賠償請求の国際裁判管轄」『ジュリスト』956：118 - 121

長田真里（2002）「国際取引紛争の解決手続」渡辺惺之・野村美明（編）『論点解説・国際取引法』法律文化社、242 - 251

邱聯恭（1994）「民事訴訟法修正之走向及全導法理以修正草案有關調解程序之新变革為中心」『法学研究』8：119 - 147

熊谷久世（1989）「フォーラム・ノン・コンヴィニエ

Forum Non Conveniens法理を台湾の国際私法に導入する当否について

- ンス法理の新たな動向 国際裁判管轄権の制限として」『名城法学論集』16:195-244
- 小林秀之(1995)『新版・PL訴訟』弘文堂
- 小林秀之(1998)「国際民事訴訟」伊藤真・徳田和幸(編)『講座・新民事訴訟法』弘文堂、396-422
- 小林秀之(2000)『国際取引紛争(新版)』弘文堂
- 小山昇(1988)「フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理と国際裁判管轄権の判断基準についての一視点」『法と政治』39(1):75-115
- 後藤明史(1987)「台湾における航空機事故に関して提起された訴訟の国際的裁判管轄権」『ジュリスト』887:272-274
- 澤木敬郎(1982)「国際的訴訟競合」『新・実務民事訴訟講座7』日本評論社、105-124
- 蘇遠成(1993)『国際私法』台湾:五南圖書
- 孝橋宏(1999)「日本法人のドイツに居住する日本に対する契約上の金銭債務の履行を求める訴訟につき日本の国際裁判管轄が否定された事例」『法曹時報』52(4):246-273
- 竹下守夫・村上正子(1998)「国際裁判管轄権と特段の事情」『判例タイムズ』979:19-25
- 陳計男(1999)「小額訴訟程序簡介」『法令月刊』50(4):14-21、
- 陳隆修(1986)「国際私法管轄権評論」台湾:三民書局
- 陳隆修(1986)「美国国際私法管轄権規定評論」『中興法学』23:379-427
- 道垣内正人(1986)「時の判例」『ジュリスト』867:68-70
- 道垣内正人(1998)「国際裁判管轄権の決定における『特段の事情』」『ジュリスト』1133:213-216
- 中野俊一郎(1998)「時の判例」『法学教室』213:124-125
- 中村弘(1995)『製造物責任の基礎的研究』同文館
- 新美育文(1989)「インド・ボパールのがス漏出事故と被害者救済」『ジュリスト』936:84-87
- 野村美明(1983)「アメリカにおける国際事件の裁判管轄問題(二)」『阪大法学』127:67-119
- 野村美明(1999)『私法判例リマックス』18:160-163
- 馬漢宝(1990)『国際私法総論』台湾:三民書局
- 浜上則雄(1983)「国際取引における生産物責任訴訟の問題 国際裁判管轄」『新実務民事訴訟講座6』日本評論社、303-388
- Paxton Blair. 1929. The Doctrine of Forum Non Conveniens in Anglo-American Law. Col. L. Rev. 31(1):1-34
- 細川清・元木伸(編)(1989)『裁判実務大系10-涉外訴訟法』青林書院
- Born. Gary B & David Westin. 1996. *International Civil Litigation in United States Courts*, 3Ed, The Hague/Boston/London: Kluwer Law and Taxation Publishers.
- 松岡博(1987)「台湾における航空機事件に関連して米国法人に対して提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の高裁判管轄」『判例評論』343:33-42
- 山本和彦(1998)「判例批判」『民商法雑誌』119(2):268-292
- 山本敬三(1976)「アメリカにおけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理」『民商法雑誌』74(5):18-56
- 山本敬三(1991)「国際訴訟におけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の適用」『広島法学』14(4):387-419
- 山本弘(1986)「台湾における台湾国内旅客機墜落事故の日本人遺族による旅客機製造・販売会社に対する損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄権」『法学教室』74:133
- Yukins. 1967. The Convenient Forum Abroad. Stan. L. Rev. (20):57
- 林益山(1993)「国際裁判管轄権衝突之研究」『中興

法学』36：43 - 59

林益山（1998）『國際私法新論』台灣：神州圖書出版

林秀雄（1996）「論涉外死亡宣告之國際裁判管轄權」

『國際私法論文集』台灣：五南圖書、65 - 78

林秀雄（1998）「國際裁判管轄權 以財產關係為中心

」『國際私法理論與實踐（一）』台灣：學林文化

圖書121 - 135

劉鈺錚（1977）「論國際管轄權衝突之防止」『政治大

學法學評論』15：89 - 109

劉鈺錚（2000）『國際私法論叢』台灣：政治大學法學

叢書

劉鈺錚・陳榮伝（2000）『國際私法論』台灣：三民書

局

Warren Freedman. 1988. *Foreign Plaintiffs in Prod-*

ucts Liability Action-The Defense of Forum Non

Conveniens. New York: Greenwood Press Inc.

William Burnham (林利芝・訳、2001)『英米法導論』

台灣、元照出版有限公司